

第1節 特許流通の促進

1996年3月に取りまとめた未利用特許情報実態調査報告書¹により、我が国で保有されている特許権のうち、権利譲渡又は実施許諾の用意がある特許（開放特許）の割合が多いことが明らかとなった。

また、1997年4月に取りまとめた21世紀の知的財産権を考える懇談会の報告書²には、特許を活用した新規事業の創出を促すとともに、特許によるライセンス収入や譲渡収入を図るための『特許市場』の創設が掲げられた。

この報告書の提言を受け、特許流通促進事業は、開放特許の活用によって新規事業の創出に結びつけることを目的に、1997年度より開始された。

本事業は、開放特許が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が民間や自治体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備するために行われている。

特許庁は、1997年度から行っていた特許流通促進事業等を、2001年4月に独立行政法人工業所有権総合研修館（NCIPI: National Center for Industrial Property Information）に引き継いだ。

NCIPIは、2004年10月より、それまでの業務に情報普及業務、人材育成業務を追加し、名称も独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT: National Center for Industrial Property Information and Training）に変更した。

INPITでは、この特許流通を促進させるために、1. 人材活用等による特許流通の促進、2. 開放特許情報等の提供・活用の促進、3. 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備の3つを柱として、総合的な事業を推進している。

1. 人材活用等による特許流通の促進

(1) 特許流通アドバイザーの派遣

大学・公的研究機関、企業等が保有する権利譲渡又は実施許諾可能な特許技術の発掘と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを把握し、事業化に向けた両者のマッチングを図ることを目的として、1997年度から特許流通アドバイザー³を、自治体・技術移転機関（TLO）等からの要請に基づいて派遣⁴している。

また、2007年度からは、特許の流通・活用が地域に根付き、自立的に行われるような環境を整備するため、自治体において、人材育成や、特許流通アドバイザーが蓄積する特許流通に関するノウハウの継承を目的とした支援活動を実施している。

¹ 第6章第1節1. (2)参照。

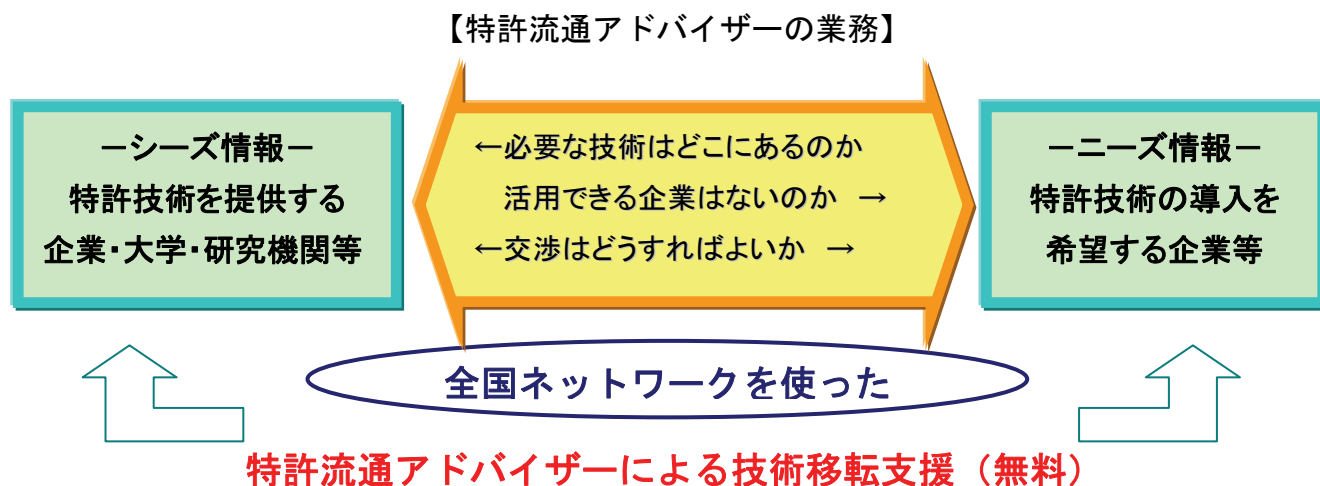
² 第6章第1節1. (3)参照。

³ 知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材。

⁴ TLOへの特許流通アドバイザーの派遣は、大学等技術移転促進法（TLO法）が成立した1998年度から行っている。

この派遣を通じて、企業間、大学から中小企業等への特許流通の成功事例が、数多く生み出されている。

2010年3月末時点で、全国43の自治体、2つの経済産業局と34のTL0に92名の特許流通アドバイザーを派遣している。

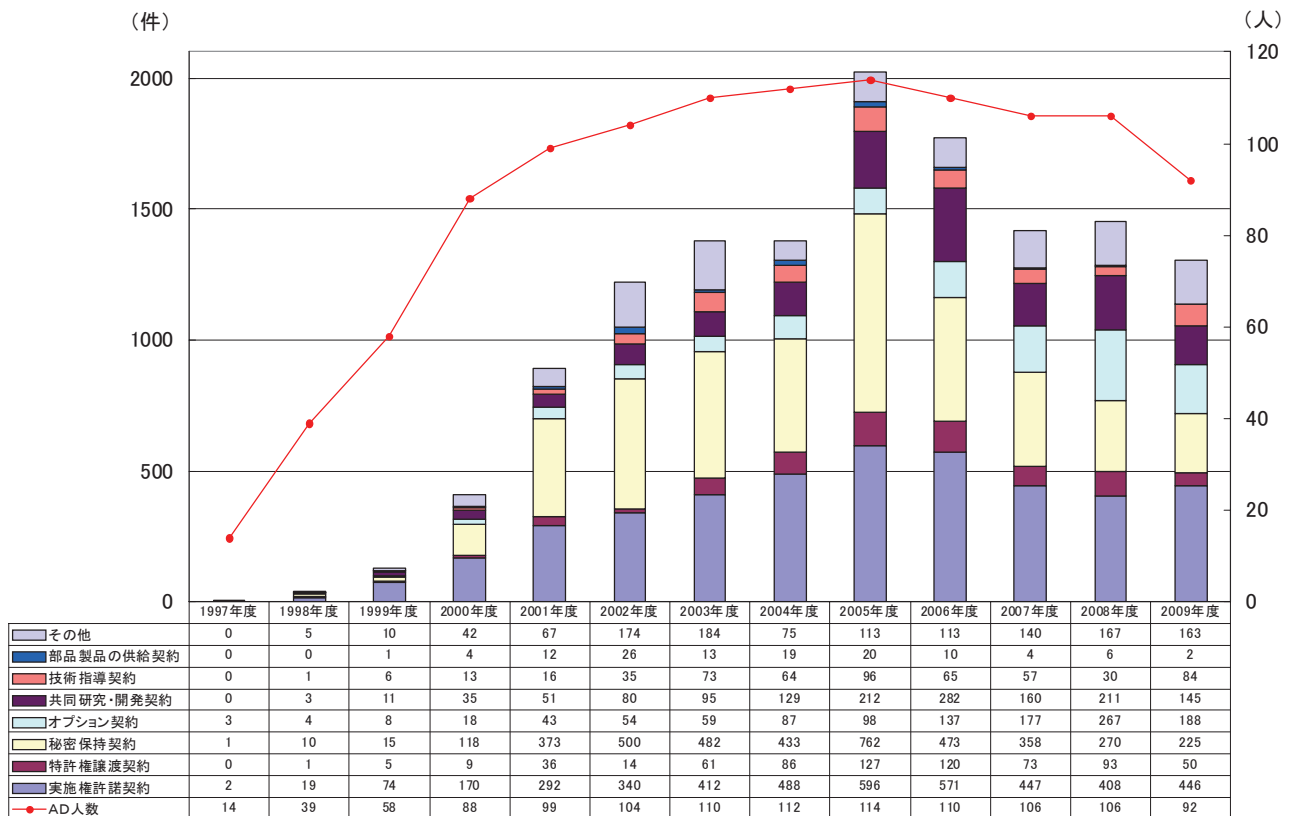


（資料）INPIT 作成

①特許流通アドバイザーによる成約件数

特許流通アドバイザーが仲介した特許ライセンス契約等の成約件数は、事業開始当初の1997年度はわずか6件であったものが、2007年11月には10,000件を突破し、2010年3月末には、累計13,427件となった。

【特許流通アドバイザーによる成約件数】



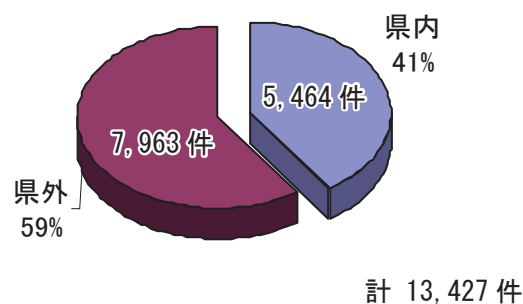
(資料) INPIT 作成

②特許流通アドバイザーによるマッチング

特許流通アドバイザーは全国的なネットワークを構築しており、他県の特許流通アドバイザーと協力して、県内の特許技術提供者と県外の特許技術導入希望者とのマッチングも行っている。

下図のように実施許諾契約等の成約案件の地理的關係を見ると、特許技術提供者と同一の都道府県を拠点としている特許技術導入希望者へのマッチングよりも、ほかの都道府県を拠点としている特許技術導入希望者に対してのマッチングの割合が高いことが分かる。

【特許技術提供者と特許技術導入希望者の地理的關係】



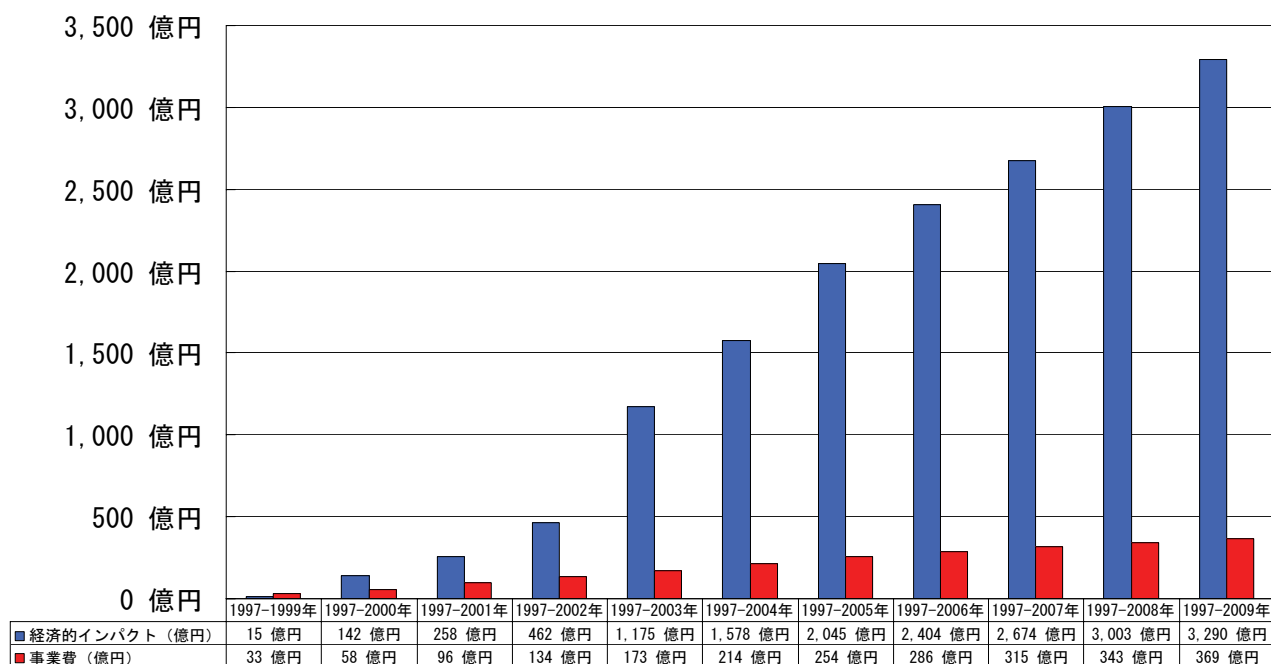
(備考) 1997-2010 年 3 月末までの成約件数の総計による。

(資料) INPIT 作成

③特許流通促進事業による経済的インパクト¹

特許流通促進事業による経済的インパクトは毎年着実に増加しており、2009 年末²までに約 3,290 億円となった。これは、前年の調査結果の約 9.6%増であり、これまでに投入した事業費総額の約 8.9 倍に相当する。

【経済的インパクトと事業費】



(資料) INPIT 作成

【上位 10 都道府県の経済的インパクト (1997-2009 年の累計)】

順位	都道府県名	インパクト金額			
第 1 位	東京都	1,007 億円 (970 億円)	第 6 位	静岡県	130 億円 (121 億円)
第 2 位	群馬県	221 億円 (199 億円)	第 7 位	兵庫県	99 億円 (69 億円)
第 3 位	大阪府	179 億円 (155 億円)	第 8 位	京都府	85 億円 (82 億円)
第 4 位	福岡県	168 億円 (136 億円)	第 9 位	埼玉県	73 億円 (69 億円)
第 5 位	北海道	138 億円 (135 億円)	第 10 位	山口県	71 億円 (64 億円)

(備考)・インパクト金額の括弧内の金額は、1997-2008 年の累計。

- ・ライセンス収入については、特許技術提供者の所在地に計上。
- ・開発・投資額、新規雇用、売上額高は、特許技術導入者の所在地に計上。

(資料) INPIT 作成

¹ 特許流通アドバイザーの活動により発生した金銭移動の総額を示す (事業経費は含まない)。具体的には、導入した特許技術に基づき製造した製品の売上高、製造のための開発・投資額、新規雇用者人件費、ライセンス収入の合計である。

² 経済的インパクトは、年末締めで算出している。

2. 開放特許情報等の提供・活用の促進

(1) 特許情報活用アドバイザーの派遣

① 特許電子図書館情報検索指導アドバイザーの派遣

「電子特許時代」に対応した基盤整備の一環として、特許庁は、1999 年度より特許電子図書館（IPDL）のサービスを開始した。また、地域の中小・ベンチャー企業を始めとする知的所有権センターの利用者に対して IPDL の利用を支援するため、1999 年度から 2004 年度まで、特許情報及び特許情報検索に関する専門家として特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを全国の知的所有権センターに派遣していた（2005 年 3 月末時点 7 名）¹。

IPDL の特許情報の検索に必要な基礎知識から特許情報の活用方法に至るまでアドバイスを行うとともに、特許情報の検索に関する質問・相談に応じていた。また、要請があれば出張相談・説明会での講演を行っていた。

② 特許情報活用支援アドバイザーの派遣

特許情報の活用による地域産業の活性化を支援するため、2004 年度より特許電子図書館情報検索指導アドバイザーの業務を引き継ぎ、特許情報活用の専門家である特許情報活用支援アドバイザーを自治体からの要請により派遣している。

2010 年 3 月末時点で、全国 45 の自治体に 53 名を派遣している。

大学や中小企業等を中心に、IPDL を使った特許情報の検索指導や、その情報の活用に関する相談に応じるとともに、講習会を開催する等、特許情報に関する様々な要望に応じている。

また、特許情報を戦略的に活用するために 2 種類の「企業戦略サポート」を行っている。一つはその企業にあった開発から事業展開までを継続的に支援すること、もう一つはその企業にあった人材育成など特許情報活用体制作りの支援をすることである。

【特許情報活用支援アドバイザーの業務】

- ・ 特許情報の活用方法等のアドバイス
- ・ 特許情報の活用方法等に関する無料講習会・セミナーの開催や、社内研修の講師
- ・ 特許情報の戦略的支援としての企業戦略サポート（商品化支援・スキルアップ支援）

45 自治体に派遣

無料

（資料）INPIT 作成

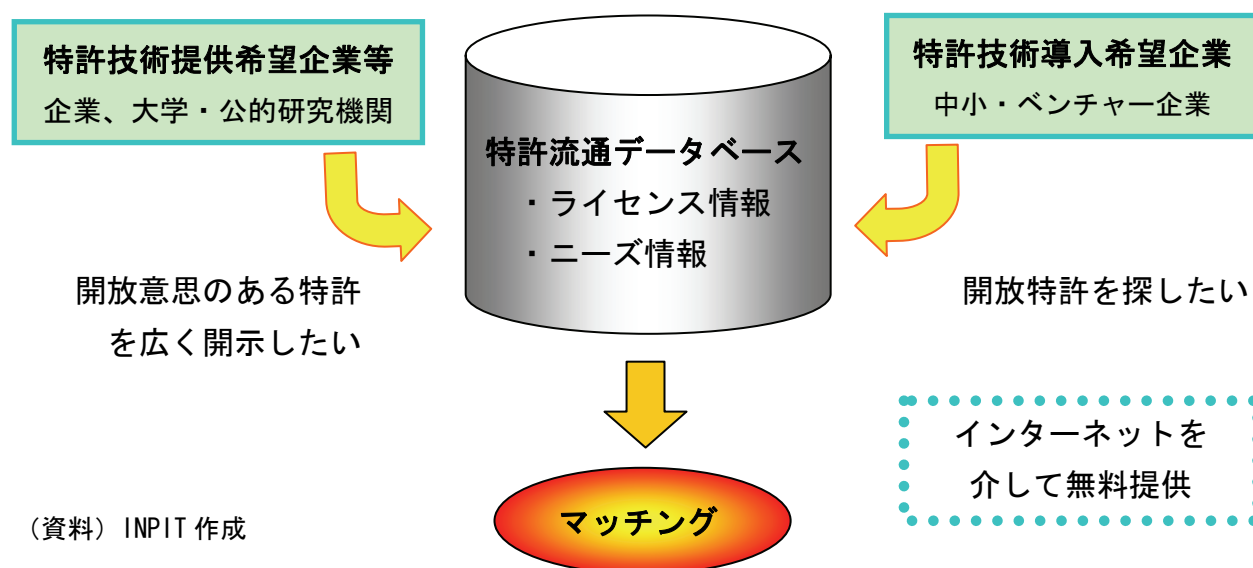
¹ 2004 年 3 月末時点では 54 名を派遣していたが、2004 年度は特許情報活用支援アドバイザーも同時に派遣していたため、派遣人数は 7 名と少なかった。

(2) 特許流通データベース

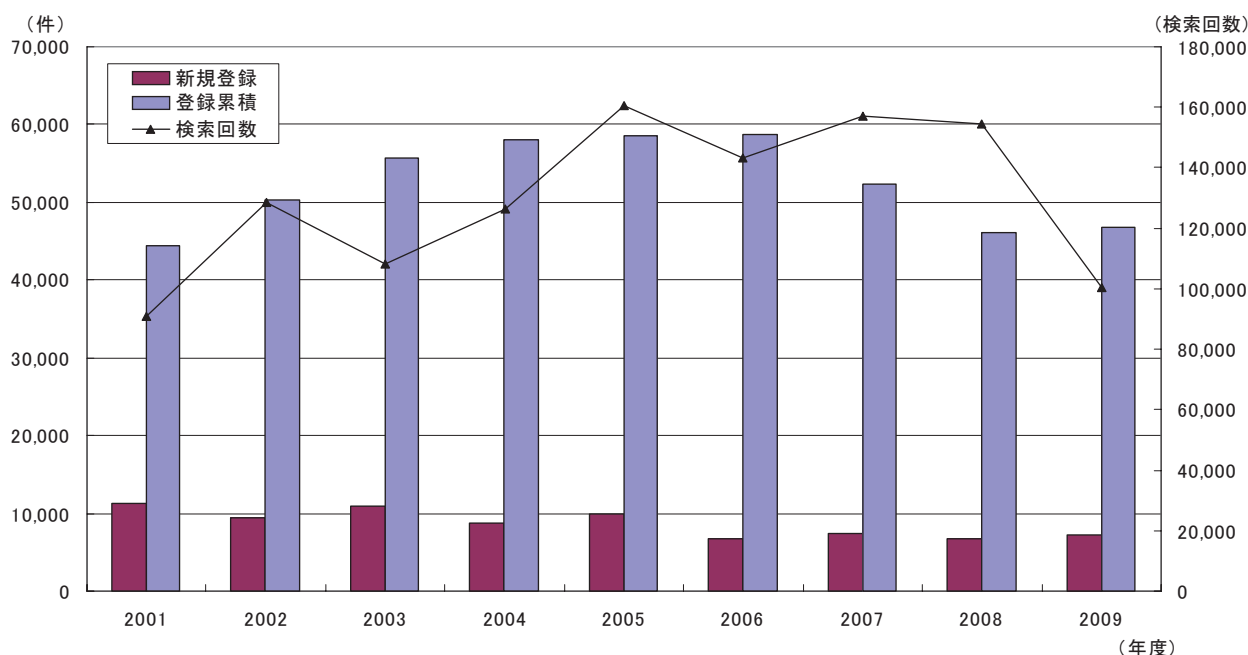
開放特許を産業界や地域の企業に円滑に流通させ特許の実用化を推進していくため、1997年度から大学・公的研究機関、企業等が保有する開放特許をデータベース化し、特許流通データベースとしてインターネットを通じて公開している。「ライセンス情報（譲渡含む）」及び「ニーズ情報（導入希望情報）」のデータ登録ができるデータベースであり、検索・照会が可能となっている。

「ライセンス情報」の登録件数は、2010年3月末時点で、46,736件となっている。その内訳は、企業の登録が19,626件、大学・公的研究機関等が27,110件となっている。

【特許流通データベースの俯瞰図】



【特許流通データベースの登録件数等】



(3) リサーチツール特許データベース

2007 年 3 月に総合科学技術会議において、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許¹の円滑な利活用を検討するため「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」が取りまとめられた。この方針を受け、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許をデータベース化し、リサーチツール特許データベースとして 2009 年度からインターネットを通じて公開している。

特許流通データベースと同様に、リサーチツール特許に対する検索・照会がインターネット上で可能となっている。

「ライセンス情報」の登録件数は、2010 年 3 月末時点で、856 件となっている。その内訳は、企業の登録が 41 件、大学・公的研究機関等が 815 件となっている。

【リサーチツール特許データベースの冊子表紙】



(資料) INPIT 作成

(4) 開放特許活用例集

有用な開放特許情報の有効利用を目的として、1998 年度から特許流通データベースに登録されているライセンス情報の中から事業化の可能性の高いと思われる案件を選んで、新製品・新事業のアイデアを付加して提供している。

作成した開放特許活用例集は INPIT のウェブサイトに掲載するとともに、印刷物（冊子）としても配布している。

¹ ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいう。これには、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法などに関する特許が含まれる。

【開放特許活用例集の冊子表紙】



(資料) INPIT 作成

(5) 特許マップの提供

①技術分野別特許マップ

技術分野別特許マップは、特許庁が 1997 年度から 2000 年度にかけて、我が国の産業界や研究機関等での特許情報活用の一助となることを目的に、膨大な特許情報を特定の利用目的に応じて加工・分析して、視覚的に表現したものである。技術開発戦略の方向付け、新規事業の開拓、特許情報の更なる活用促進を図るため、技術分野ごとに過去 20 年程度の特許を整理、分析した特許マップを作成し特許庁ウェブサイトで公開している。

②特許流通支援チャート

2001 年度から 2005 年度まで、特許情報からみた技術の解説書（特許マップ）である特許流通支援チャートを提供していた。これは技術分野別特許マップの内容を一部変更したものである。

中小企業が異業種分野から技術導入を図る際の参考となるように、技術テーマごとに過去 10 年間の特許情報を分析し、技術の成熟度、技術開発課題に対する解決手段の動向等を分かりやすく解説したものであり、2001 年度から 2005 年度までに 108 のテーマを作成した。

3. 知的財産権取引事業の育成支援

(1) 国内外のネットワーク形成の機会の提供

①国際シンポジウム

我が国では、仲介事業者数の不足とともに、サービス内容自体も欧米先進諸国のそれに比べて十分とはいえない状況であったため、欧米諸国からの先進的な取引事業者を我が国に招へいし、我が国事業者との共同事業の実施、情報交換、議論の場を提供するシンポジウム・ワークショップを 1999 年度と 2000 年度に開催した。

②国際セミナー

海外の大学、企業、自治体等で特許流通・技術移転に携わっている専門家を招へいし、我が国の第一線で活躍している者との合同ディスカッションやワークショップを 2000 年度に開催した。特許流通・技術移転における先進的な考え方を習得する機会であるとともに、内外におけるネットワーク形成の機会であった。

③国際特許流通セミナー

国際シンポジウム事業と国際セミナー事業を引き継ぎ、2001 年度から開催している。

米国大学技術管理者協会（AUTM）会長や国際ライセンス協会（LESI）会長をはじめとする海外の大学、企業、自治体等で特許流通・技術移転に携わっている専門家や我が国の第一線で活躍する関係者を招へいし、特別講演、オープニングフォーラム、パネルディスカッション及びワークショップを開催している。技術移転におけるグローバルな考え方を習得する場であるだけでなく、国内外の技術移転関係者とのネットワーク形成の機会となっている。

(2) 特許流通・技術移転に関する研修

①知的財産取引業育成研修

企業の新商品開発や技術力向上を促進するために、特許流通・技術移転の促進に不可欠な知的財産取引に携わる人材の育成を目的として、2000 年度から 2005 年度までは「基礎研修」、「実務実習」の 2 つの研修を、2002 年度から 2005 年度までは上記 2 つの研修に加え「実務者育成研修」を全国各地において無料で開催した。

②特許流通講座

特許流通市場へ参加する人材を増加させるための普及啓発として、特許流通、技術移転に携わる意思のある者を対象に、特許流通・技術移転に必要な知識の習得を図るため、受講者のレベルに応じた「基礎編」、「実務編」の講座を設け、2006 年度から「基礎編」を全国各地において無料で開催している。2006 年度から 2008 年度までは「実務編」を全国各地において無料で開催した。

(3) 地域における特許流通の活性化

①特許流通促進説明会

特許流通のプロセスや特許情報の検索方法、さらには特許情報を有効利用するための特許マップの作成方法やその活用方法について、特許流通アドバイザー、特許電子図書館情報検索指導アドバイザー、技術分野別特許マップ作成担当者がそれぞれ紹介を行うとともに、産業財産権に関する一般的な相談を受け付ける特許流通促進説明会を、2001 年度に全 15 回開催した。

②特許流通促進セミナー

国内における特許流通促進事業の認知度の向上を目的として、2002 年度から特許流通促進説明会事業を引き継いで、2005 年度まで全 69 回開催した。

本セミナーでは、「特許情報の活用方法」、「開放特許の活用事例」、「特許契約のポイント」等、地域中小企業における特許活用を促進するための講演やパネルディスカッション等を行っていた。

③特許流通シンポジウム

特許流通・知的財産の活用による地域の活性化を図ることを目的として、2006 年度から特許流通促進セミナー事業を引き継いで、2008 年度まで開催した。

本シンポジウムでは、特許流通の専門家や我が国の第一線で活躍されている方々による特許流通ビジネスに関する講演、知的財産の活用に関する講演及びパネルディスカッション等を行っていた。

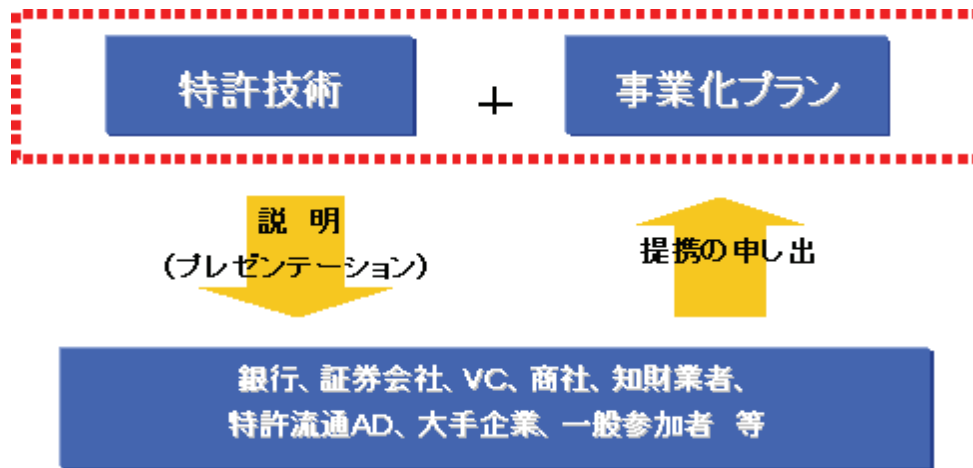
(4) 特許ビジネス市

特許技術等のシーズ保有者が、技術の内容・効果に加え、商品開発のポイントとなるビジネスプラン、ライセンス条件等を説明し、会場の参加者から、これら技術シーズのライセンス、商品開発のための共同研究、商品の販売協力、事業資金の支援等、各種提携の申し出を募る場（市）である。

2003 年度から 2009 年度までに発表された案件数は総計 151 件あり、その中から 2010 年 3 月末までに 41 件が成約に至っている。この成約によって総計 127 件の特許ライセンス契約及び特許譲渡契約が成立している。

また、近年は、特許ビジネス市と同様の手法を取り入れたイベントが各自治体において独自に企画・開催されており、INPIT では、このような各自治体で独自に開催される「地域版特許ビジネス市」を 2006 年度より支援している。

【特許ビジネス市の俯瞰図】



(資料) INPIT 作成

(5) 知的財産権取引業者データベース

我が国における知的財産権取引ビジネスを振興するために、知的財産権の取引をしたい者とそれらの取引を仲介する事業者の出会いの場を提供している。

1998 年度から、知的財産権取引を行う事業者から提出されたサービス内容等の情報を蓄積し、INPIT のウェブサイト上で紹介している。2010 年 3 月末で 103 社の登録が本データベースにあり、事業者情報の登録や検索は、すべて無料で行うことができる。

また、知的財産権取引市場の活性化につなげることを目的として、登録事業者による技術移転成功事例を広く紹介している。

(6) 特許流通フェア

特許市場を活性化するための環境を整備する事業であり、1997 年度から 2005 年度まで特許庁と各経済産業局等が主催し全国各地域で開催していた。

本フェアは、出展料、入場料が無料で、各参加者の開放特許をブース展示する特許技術展示、技術開発や技術移転などの専門家による講演会、各社（者）所有の特許・技術などの技術説明会、特許出願、模倣品などの各種相談を行える各種相談コーナーが設けられていた。

また、特許の提供又は導入を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタントなどが直接交流する場にもなっていた。